

宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業見直しにかかるQ&A【第5版】

更新日：令和7年6月6日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
43	通所型サービス A	運用に関すること	通所型サービスAの指定を受けた場合、現在利用している要支援者・事業対象者はすべて介護予防通所型サービスから通所型サービスAに移行するのか。	通所型サービス A の指定を受けることで自動的に移行するものではありません。通所型サービスAに切り替えることでより自立支援につながると思われる利用者に対して、担当ケアマネジャー等と情報共有した上で、利用者本人等に説明を行い、合意を得た場合に移行します。	5月20日
44	通所型サービス A	運用に関すること	自立支援インセンティブ事業の加算を算定する場合、通所型サービスの個別計画に位置づける必要があるのか。	ご認識の通りです。	5月20日
45	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	ガイドラインP38②「利用基準の詳細」ですが従前相当のサービスを継続する場合ですが上にある波線で「専門的な対応が必要であるとケアマネジメントにより判断された場合」に提供できると記載がありますが、その際には下の波線の「介護予防保険訪問型サービス利用にかかる理由書」の提出が必要ないという事でしょうか？	専門的な対応が必要であると判断した場合でも理由書の提出は必要です。	5月27日
46	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	「介護予防保険訪問型サービス利用にかかる理由書」は特定のフォーマットがありますか？	理由書のフォーマットは令和7年度末に提供予定です。	5月27日
47	訪問型サービス A	運用に関すること	有資格者訪問加算の算定について、月1回でも有資格者がサービス提供を行えば算定が可能か。	算定可能です。	5月27日
48	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	訪問型サービスAの指定を受けると、指定有効期間開始日から要支援者全員、訪問型サービスAに移行しなければならないのか。	令和7年度はそのような取り扱いはありませんが、令和8年4月からは訪問型サービスの利用基準が適用されます。利用基準が適用される令和8年4月の混乱を最小限するためにも、令和7年度のなるべく早い時期に指定を受け、可能な限り訪問型サービスAへの移行を順次進めていくことを推奨します。	5月27日

※第5版は5/3から6/2までに受付分になります。